

「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定する特定施設（水質基準対象施設）の追加等」に対する意見の募集結果について

【概要】

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設（水質基準対象施設）に、担体付き触媒の製造に係る施設、担体付き触媒からの金属の回収に係る施設、フロン類の破壊に係る施設の追加等を行うため、ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部改正を行う予定です。

また、当該事業場から排出される廃棄物を特別管理産業廃棄物に追加するため廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正を行うとともに、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令を一部改正し同法の対象となるダイオキシン類発生施設を追加する予定です。

これらの改正について、平成17年6月7日から7月6日まで、広く国民の皆様から意見の募集（パブリックコメント手続）を行った結果、意見の提出はありませんでした。

【意見の提出状況】

封書によるもの	0通
FAXによるもの	0通
電子メールによるもの	0通
計	0通
意見のべ総数	0件

今回は、意見の提出はありませんでしたが、今後とも水環境保全行政の推進に御協力くださいますようお願い申し上げます。